

大川広域行政組合消防吏員服制等に関する規則

〔 昭和47年 7月22日 〕
規 則 第 9 号

改正 平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号
平成18年 9月29日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、大川広域行政組合消防吏員（以下「消防吏員」という。）の服制及び被服等の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与品の制式、種類、数量及び期間)

第2条 消防吏員の制服は、消防庁の定める消防吏員服制基準（昭和42年消防庁告示第1号）によるものとし、貸与する被服等の種類、数量、使用期間及び着用期間は別表のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めるものについては、管理者の承認を得て使用期間を短縮し、又は延長することができる。

(被服等の着用)

第3条 消防吏員は、勤務中常に正規の被服等を着用しなければならない。ただし、消防長が認める場合は、この限りでない。

(品位の保持)

第4条 消防吏員は、正規の被服等を着用したときは、特に容姿を正し、常に消防吏員の品位を保持しなければならない。

(貸与品台帳)

第5条 消防長は、貸与台帳を備え、常に貸与品の出納を明らかにしなければならない。

(再貸与)

第6条 貸与品の使用期間中において公務上損傷し、使用に耐えなくなった場合、消防長の認めるものについては、これを取替支給することができる。

(保全)

第7条 消防吏員は、貸与品の取扱いについては常に注意を払い、盗難、遺失又は損傷なきよう維持保全に留意しなければならない。もし事故があつた場合は、速やかに消防長に文書で理由を付して報告しなければならない。

2 消防長は、事故の理由が本人の故意、又は過失による場合と認めたときは、実費の弁償を命ずることができる。

(給与又は返納)

第8条 使用期間の満了した貸与品は、これを給与することができる。

2 消防吏員が退職、休職、離職又は死亡した場合は、速やかに貸与品を消防長に返納しなければならない。

(使用期間の計算)

第9条 貸与品の使用期間は、貸与の日から起算する。

2 前条第2項の規定により返納された貸与品を再貸与する場合は、前に使用した期間を通算する。
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

別表（第2条関係）

| 種 類 | 数量 | 使用期間（年） | 着用期間 |
|--------|-----|----------|-------------------------|
| 冬（合）帽子 | 1 個 | 使用に耐える期間 | 冬服及び合服着用期間 |
| 盛夏帽子 | 1 個 | 使用に耐える期間 | 盛夏服着用期間 |
| 略帽子 | 1 個 | 2 年 | 冬服、合服着用期間 |
| 防火帽子 | 1 個 | 使用に耐える期間 | 訓練、災害時 |
| 合服 | 1 着 | 使用に耐える期間 | 自 1 1 月 1 日 至 4 月 3 0 日 |
| 盛夏服 | 1 着 | 使用に耐える期間 | 自 5 月 1 日 至 1 0 月 3 1 日 |
| 作業服 | 2 着 | 2 年 | 作業時 |
| 防火衣 | 1 着 | 使用に耐える期間 | 訓練、災害時 |
| 防寒着 | 1 着 | 使用に耐える期間 | 冬服着用時 |
| 雨衣 | 1 着 | 使用に耐える期間 | 雪雨時 |
| ネクタイ | 1 本 | 使用に耐える期間 | 儀式、その他消防長が必要と認めるとき |
| バンド | 2 本 | 使用に耐える期間 | 常時 |
| ワイシャツ | 1 着 | 2 年 | 儀式、その他消防長が必要と認めるとき |
| 手袋 | 2 枚 | 使用に耐える期間 | 儀式、その他消防長が必要と認めるとき |
| ゴム長靴 | 2 足 | 使用に耐える期間 | 各出場時 |
| くつ | 1 足 | 2 年 | 常時 |
| 階級章 | 2 | 使用に耐える期間 | 盛夏服、合服着用時 |
| えり章 | 1 | 使用に耐える期間 | 盛夏服、合服着用時 |
| 消防手帳 | 1 冊 | 使用に耐える期間 | 常時 |
| 安全靴 | 1 足 | 使用に耐える期間 | 山林火災出場時 |